

新公審査答申(情)第40号
令和8年7月29日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和7年5月16日付け、新福第363号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が令和6年11月19日付け新福監第199号の2により行った一部公開決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 行政文書の公開請求

令和6年11月6日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「令和5年度対応記録まとめ」のNo. 7、No. 64の対応記録票及び手紙等の添付資料の情報公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

令和6年11月19日、実施機関は、本件請求に係る対象文書を「令和5年度対応記録まとめ」のNo. 7の対応記録票及び添付資料（手紙）（以下「本件対象文書1」という。）、「令和5年度対応記録まとめ」のNo. 64の対応記録票（以下「本件対象文書2」という。）と特定し、そのうち一部が、条例第6条第2号及び第3号に該当するため一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和6年12月14日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和7年5月16日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、本件対象文書2については審査請求はなされていない。

また、審査請求人は下記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

1 病院名以外の全部公開

本件対象文書1の内容は、人の生命、健康、生活に関する情報と認められる。上記「人の生命、健康、生活」に関する情報を入手した福祉監査課において、「精査、調査お願いいたします」との要望に応じる等、適切な対応が図られれば問題はないが、その対応は、「差出人不明であり、内容もよく分からないため、様子見とする」であり、実質的に何もしておらず、今後も何もしないと認められる。そして、現状では、誰も何もできず、現在及び今後において、高齢者（人）の生命、健康、生活が脅かされるおそれがある。

実施機関は、弁明書では、条例第6条第3号を根拠として、「公開できない部分はすべて、『法人や事業所名称、事業所の所在地、その他法人が特定できる記述』に該当し、公開することで当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるため、公開はできません。」とのことであるが、同号には、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」と、除外規定がある。

通報者を保護しなければならないことは理解しているが、そもそも差出人不明とのことだし、高齢者の死亡に関わる事案の重大性や殺人や保護責任者遺棄致死、医師法違反容疑等の犯罪性、今後の被害拡大のおそれを比較衡量すると、善意の第三者と認められる病院名を除き、「人の生命、健康、生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」と認められるため、公開を求めている。

2 「公開できない部分」の可能な限りの公開

本件対象文書1のうち添付資料（手紙。本件対象文書1の3ページ目のこと。以下「手紙」という。）には、7箇所の「公開できない部分」がある。そのうち、下部の3箇所は、施設名や病院名と認められるが、上部の4箇所は、文書の前後関係等から、また上から4箇所目は、「（非公開部分）と聞きました。」となっているため、公開できない理由である「法人や事業所名称、事業所の所在地、その他法人が特定できる記述」ではない記述が含まれる可能性が高いと認められる。

「公開できない部分」のうち、公開できない理由である「法人や事業所名称、事業所の所在地、その他法人が特定できる記述」以外の部分の公開を求める。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、実

施機関は下記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

本件対象文書1のうち、公開できない部分はすべて、「法人や事業所名称、事業所の所在地、その他法人が特定できる記述」に該当し、公開することで当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるため、公開はできない（条例第6条第3号）。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求に対して、実施機関が本件決定を行ったところ、審査請求人から、本件決定の一部について取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

（1）まず、条例第6条第3号アの該当性について検討する。

ア 同号本文及びアの規定は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び新潟市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、」「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、非公開とすることを定めたものである。

イ 実施機関は、本件対象文書1の非公開部分は全て、法人や事業所名称、事業所の所在地、その他法人が特定できる記述が記載されており、公開することで当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同号に該当し、公開はできないと主張する。

これに対し審査請求人は、手紙にある7箇所の非公開部分のうち、上部4箇所については、文章の前後関係等から法人が特定できる記述ではない記述が含まれる可能性が高いと主張する。

ウ そこで、当審査会において、手紙を含む本件非公開部分を見分したところ、これらは全て公にすることで特定の高齢者施設や医療機関が識別できる情報であると認められ、当該施設等を運営する法人を容易に特定できることから審査請求人の主張は当たらない。

エ ところで、同号アに定める「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものであるが、実施機関は、本件決定に係る通知書及び弁明書において、法人が特定できる情報を公開することが、なぜ当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるのか、その理由を提示していない。

オ そこで、当審査会において改めて実施機関に対し確認を求めたところ、おおむね

次のように説明があった。

- (ア) 本件対象文書1は、高齢者施設の看取り時における利用者の搬送及び医師による死亡診断書の記載についての手紙が県庁に届き、県庁から実施機関に転送されたことについてのものである。
- (イ) 実施機関としては、手紙に記載のある施設及び病院の行為にはいずれも違法性はないと認識しているほか、手紙の内容が真実であるか否かも明らかではない。
- (ウ) 本件対象文書1には、法人を特定できる記述があり、それらの記述を公開することにより当該法人があたかも違法な行為を行っている印象付け、誤解を生じさせることが推察され、当該法人の社会的信用を失わせ、正当な利益を損なわせるおそれがあると判断した。

カ 既に述べたとおり、本件対象文書1の非公開部分には特定の法人が識別できる情報が記載されており、これが法人等に関する情報であることは明らかである。

また、手紙には、当該法人の行為に関し、匿名の差出人による真偽不明かつ主観に基づく一方的な主張が述べられていることが認められ、当該行為については例えそれが真実だとしても、その違法性については実施機関が否定するところである。

したがって、本件対象文書1を公にすることは、当該法人が違法な行為を行ったのではないかとの憶測を呼び、当該法人に対する信用や社会的評価を低下させるなど、事業活動に支障を及ぼし得るものであり、当該法人の社会的信用を失わせ、正当な利益を損なわせるおそれがあるとの実施機関の判断は是認できる。

なお、当該法人の行為として差出人が主張する内容については、本件請求の端緒として審査請求人からの請求に対して公開した「令和5年度対応記録まとめ」において、既にその概要が公にされているため、当該法人を特定できる記述を非公開とした実施機関の判断も妥当である。

キ このことから、本件対象文書1のうち、実施機関が非公開と判断した部分は、いずれも同号アに該当する。

(2) 次に、条例第6条第3号ただし書の該当性について検討する。

ア 同号ただし書は、保護されるべき法人等の情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、例外的に公開することを定めたものである。「公にすることが必要であると認められる情報」には、法人等の事業活動によって、人の生命、健康等に対する危害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。「公にすることが必要であると認められる」かどうかの判断は、非公開により保護される法人等の権利利益と公開により保護される利益とについて、それぞれ具体的性格や内容を慎重に検討した上で、比較衡量することによって行うものである。

イ 審査請求人は、本件対象文書1の内容について、高齢者の死亡に関わる事案の重

大性や殺人、保護責任者遺棄致死、医師法違反容疑等の犯罪性、今後の被害拡大のおそれを比較衡量すると、非公開部分のうち病院名を除いては、同号ただし書に該当し、人の生命、健康、生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であると主張する。

これに対し実施機関は、弁明書において同号ただし書の該当性について主張していないため、当審査会が実施機関に対し改めて確認を求めたところ、老衰の看取りを行う施設の対応は入居者の生死に影響したとはいえず、違法性もないものと認識しており、法人に不利益を与えることが予見されてもなお施設名称等を公開することによって人の生命、健康、生活又は財産が保護される蓋然性は低いと判断したとのことであった。

ウ そこで、当審査会において改めて本件対象文書1を見分したところ、その内容から、当該高齢者施設や医療機関を運営する法人の事業活動によって人の生命、健康又は生活に対する危害が発生している状況を読み取ることはできない。さらに、上記(1)で見たように、手紙に記された内容はその真実性自体が確認できていないものであり、そうすると、将来にわたり危害が発生するであろう蓋然性があるとは認められない。

エ このことから、本件対象文書1のうち、実施機関が非公開と判断した部分は、同号ただし書には該当しない。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和 7 年 5 月 1 6 日	実施機関の諮問書を収受
令和 8 年 5 月 2 5 日	審査会開催（第1回）
令和 8 年 6 月 2 5 日	審査会開催（第2回）
令和 8 年 7 月 2 8 日	審査会開催（第3回）

(第2部会)

委員 野口祐郁、 委員 今本啓介、 委員 藤瀬竜子